

令和6年8月22日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

開催日	令和6年8月22日（木）
場 所	教育委員会室
開 会	午後3時00分
閉 会	午後3時45分
出席委員	
教 育 長	加 藤 裕 之
委 員	阿 部 博 道
委 員	岸 田 玲 子
委 員	岡 田 卓 巳
委 員	小 山 勉
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	岩 瀬 均
庶 務 課 長	塩 澤 満
学 務 課 長	北 野 亘
指 導 室 長	石 坂 泰
すみだ教育研究所長	土 井 翔 太
地域教育支援課長	大 八 木 努
ひきふね図書館長	有 澤 恵 美 子
教育委員会事務局副参事	山 崎 紀 之

2 議題について

（1）議決事項

議案第48号 墨田区立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

議案第49号 教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

議案第50号 教育委員会関係予算案の作成に伴う意見聴取について

（2）報告事項

第1 教育課題の進捗状況について

第2 台風接近に伴う学校施設貸出の休止について

第3 台風接近に伴うすみだわんぱく砦の休館について

第4 墨田区文化財保護審議会委員の永年勤続に伴う感謝状の贈呈について

3 会議の概要について

- 教育長職務代理者** 教育委員会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。本日は、加藤教育長が都合により欠席のため、私、阿部博道が教育長職務代理者として議事進行をいたします。なお、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しているため、会議は有効に成立しております。それでは、本日の教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名人は、岸田委員にお願いします。本日の日程ですが、議案第49号及び議案第50号については行政運営上の審議情報に関する案件であることから、秘密会として審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 教育長職務代理者** それでは、議案第49号及び議案第50号については、秘密会として執り行うことといたします。なお、会議の進行については、報告事項が終了した後、秘密会に入ることといたします。

議決事項1・・・資料番号【48-1～48-4】

議案第48号「墨田区立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

- 教育長職務代理者** ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。
- 小山委員** 本改正は、働き方改革の一環で整理されたものだと思います。部活動に関して、大会がある場合は、引率及び大会の受付は教員が担当しています。本改正により外部指導者も担当できるようになるのでしょうか。また、企画調整会議について、なぜ補助機関と明示されたのか理由を教えてください。
- 指導室長** 部活動については、地域移行と働き方改革の観点から、休日の指導や大会引率を教員以外の外部指導者が行えるよう明文化しました。また、企画調整会議を補助機関と明示した理由は、本会議が職員会議前の意思決定や情報共有の場として重要だからです。教職員と主幹教諭が話し合い、主幹教諭が職員へ周知したり、逆に職員の意見を吸い上げたりします。これにより、校長の経営方針を組織的に推進しやすくなります。これらの役割を明文化することで、校長のリーダーシップを発揮しやすくなると考えています。
- 事務局次長** 現在、この企画調整会議を補助機関として明示することが課題となっていました。本議題の提案理由には、部活動や校務の負担軽減が主に挙げられていますが、企画調整会議の導入も大きな改定理由のひとつです。東京都の管理運営規則に合わせて位置づける必要があることを理解していただければと思います。
- 岡田委員** 第11条の8について、第1項では「中学校は、教育活動の一環として部活動を設置し、及び運営するものとする」と記載しています。これは法律上の義務ではないと思いますが、部活動の設置については義務付けられているように感じられるかもしれません。この整合性については問題ないでしょうか。
- 事務局次長** 部活動は教育課程外ですが、学習指導要領により教育活動の一部と示されています。そのため、必須ではないものの、設置することが可能です。これは学習指導要領とも整合

性がありますので、この解釈で理解いただければと思います。

○岡田委員 法律では、「設置することができる」という表現を便宜的に使用しますが、いかがでしょうか。これは必ずしも義務ではなく、可能性を示していると読めます。例えば第2項では、「校務として分掌させることができる」とあり、これは分掌しなくても良いという意味合いになります。

○事務局次長 東京都の管理運営規則では、「学校は部活動を教育活動の一部として設置、運営し、校長は部活動の指導業務を職員に分掌させることができる」とあります。今回は東京都の管理運営規則に沿って作成したため、このような表現にしました。

○岡田委員 分かりました。

○教育長職務代理者 それでは、議案第48号は、原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長職務代理者 それでは、原案どおり改正することにします。

報告事項第1・・・資料番号【資料1-1～1-3】

「教育課題の進捗状況について」、指導室長、すみだ教育研究所長が資料のとおり説明する。

○指導室長 （「不登校防止対策の充実」について説明）

○教育長職務代理者 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

（質疑なし）

○すみだ教育研究所長 （「学力向上新3か年計画（第3次）の推進」について説明）

○教育長職務代理者 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

（質疑なし）

○すみだ教育研究所長 （「墨田区教育センターの開設」について説明）

○教育長職務代理者 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

（質疑なし）

報告事項第2及び3・・・資料番号【資料2、資料3】

「台風接近に伴う学校施設貸出の休止について」及び「台風接近に伴うすみだわんぱく砦の休館について」、庶務課長、地域教育支援課長が資料のとおり説明する。

○庶務課長 （「台風接近に伴う学校施設貸出の休止について」について説明）

○教育長職務代理者 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

○岸田委員 現在接近している台風10号に関しても、同様の措置を早めに周知するのでしょうか。

○庶務課長 台風10号に関して、何度か事前に会議が開かれました。台風の規模と進路は事前にある程度予測できますが、常に変化するため、その都度対応が必要となります。今回の台風は、940hPaの大型であり、事前に東海道新幹線の運休報道もあり、安全確保が最優先となりました。次の台風が来た際は、その規模と進路を考慮に入れて対応を判断します。

○岸田委員 分かりました。

○地域教育支援課長 （「台風接近に伴うすみだわんぱく砦の休館について」について説明）

○教育長職務代理者 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

（質疑なし）

報告事項第４・・・資料番号【資料４】

「墨田区文化財保護審議会委員の永年勤続に伴う感謝状の贈呈について」、地域教育支援課長が資料のとおり説明する。

○教育長職務代理者 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

（質疑なし）

○教育長職務代理者 それでは、会議冒頭で説明しましたとおり、議案第49号及び議案第50号については、秘密会として審議します。その前に、委員の皆さん、または事務局から何かございますか。

（発言する声なし）

○教育長職務代理者 それでは、これから秘密会に入ることといたしますので、傍聴人の方がいれば、係員の指示に従ってご退出ください。

〈秘密会/教育委員会会議規則第26条第2項の規定により、別に会議録あり。〉

○教育長職務代理者 以上で、本日の議事は全て終了しましたので、これで教育委員会を閉会します。

○教育長職務代理者 それでは、教育委員会秘密会を開会します。

議決事項２・・・資料番号【49-1～49-11】

「教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

○教育長職務代理者 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。それでは私から質問しますが、資料49-7から11までの「墨田区認定こども園条例を廃止する等の条例」について、認定こども園条例を廃止するという法律改正があったのですか。なぜ廃止するのか理由を教えてください。

○事務局次長 経緯について説明します。社会の変化と共に、教育と保育の一体化が保育園でも可能となりました。さらに、平成30年に保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携認定こども園教育保育要領が改定され、保育所でも教育を推進できるようになりました。それぞれの要領には、育成すべき資質や目指す姿が共通で示されています。よって、認定こども園が廃止されると同時に、保育園でも同様の教育内容の提案が可能になったという形です。

○岸田委員 現在も認定こども園が存在しますが、例えば幼稚園のお子さんは保育園と同じ扱いになりますか。保育園は基本的に働いている親のための施設ですが、幼稚園には専業主婦（夫）も多いので、そこで問題は起きないでしょうか。また、幼稚園の2年間、年少から年長になる子どもたちはどのようになるのでしょうか。

○子ども施設課担当職員 もともとたちばな認定こども園や八広認定こども園は、待機児童対策の一環として開設されましたが、受け入れ実績がない点から、これらは保育園に名称変更する予定です。この変更による特別な影響や、入園基準及び利用調整の変更はありません。

○岸田委員 認定こども園が既に存在し、保育園と同じ入園基準と同様の保育内容を提供していたという理解で良いでしょうか。つまり、基本的な基準は変わらないということですね。

○子ども施設課担当職員 そのとおりです。

○教育長職務代理者 それでは、議案第49号は、原案どおり異議ない旨回答したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長職務代理者 それでは、原案どおり異議ない旨回答することにします。

議決事項３・・・資料番号【50-1～50-5】

「教育委員会関係予算案の作成に伴う意見聴取について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

○教育長職務代理者 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

○岡田委員 基金を一般財源に繰り入れて学校保健関係の事業費に充当するのは素晴らしいと思います。健康診断実施のための180cmのパーティションの購入について、現在使用しているものより高いパーティションを購入するということは、今は低いものしか用意できていないということでしょうか。

○学務課長 180センチ以下のパーティションの学校や、まったくパーティションがない学校もあります。しかし、一部の学校には既に180センチのパーティションがあります。今回は良い機会

なので、すべての学校で高さが十分なパーテーションを設置するということで予算計上しました。

○岡田委員 一定の高さのパーテーションが必要な中学校がまだあるということは、これまでの環境は不十分な部分があったということですね。今回の機会ですっきりと対策ができて安心しました。

○教育長職務代理者 資料50-5で「墨田区学童災害共済制度が廃止された」と記載がありますが、その理由と代わりの保険制度が設けられたか教えていただけますか。

○学務課長 類似制度としては、スポーツ振興センターの保険があります。東京都では高校生までの医療費が無償化となっており、23区中、墨田区以外の区では学童災害共済制度が廃止されている現状から、昨年末に墨田区もこの制度を廃止しました。

○教育長職務代理者 それでは、議案第50号は、原案どおり異議ない旨回答したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長職務代理者 それでは、原案どおり異議ない旨、回答することにします。秘密会はこれをもって終了とします。傍聴人がいれば入室させてください。以上で、本日の議事は全て終了しましたので、これで教育委員会を閉会します。